身体拘束適正化のための指針

株式会社 KSF カンパニー グループホーム Plus 2022 (令和 4 年) 3 月 1 日制定

<身体拘束廃止に関する理念>

身体拘束とは、入所者または利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻む ものです。当施設では、入所者または利用者の尊厳を守りそして尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束 廃止に向けた意識を全職員がもち、身体拘束を行わない介護の実施に努めます。

第1条 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」としています。

第2条 身体的拘束等への対応原則及び条件(緊急やむを得ない場合とは)

入所者(利用者)個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない介護を実施することが原則となっています。しかしながら、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 **非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

第3条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)または他の入所者(利用者)等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を選択する場合は、フロア等関係者職員・施設長・身体拘束廃止委員会にて十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3つすべての要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、早期に拘束を解除できるように代替介護を検討し、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなど努力します。

第4条 身体的拘束等に係る記録

前条の身体的拘束等を行う場合は、その態様・時間・利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった 理由、拘束と当面の期間、及び合議した職員の署名等を記録し、かつ計画作成責任者、管理者の確認を記録し、2年間保存しなければならない。

第5条 身体的拘束等適正化委員会

- 1. 身体的拘束を廃止または極力回避するために、法人(または事業所)に身体的拘束等適正化委員会 を置き、3ヶ月に一度委員会を開催し、前条の記録に基づき、関係法令および前条2条の「拘束 対応の原則及び条件」等により、適正に運用されているかを検証する。
- 2. 委員会は、法人内事業所から選出された委員(管理者・介護職員等)で構成される。
- 3. 委員会では前項の他、「不適切介護」の事例などについても報告を受け、改善の方途を検討する。
- 4. この委員会の審議内容は、介護職員及びその他の職員に周知徹底させることとする。
- 5. この委員会は、「運営推進会議」を活用することで代えることが出来る。

第6条 身体的拘束適正化のための研修

- 1. 身体的拘束等適正化のため、介護職員その他の従業者に対する職員研修を年2回以上実施します。
- 2. 新規採用時に、身体的拘束等適正化のための研修を実施します。
- 3. 研修の内容は、以下のとおりとします。
 - ① 身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
 - ② 本指針に基づく、身体的拘束等の適正化に関する徹底
- 4. 研修の実施内容、実施日時、受講者等については、記録を残します。

第7条 身体拘束等に関する報告について

- 1. 緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、身体拘束の内容、期間等を確認し、身体的拘束適正化検討委員会の議事録として記録を残し、介護職員その他の従業者に報告します。
- 2. 身体拘束の解除に向けての経過観察記録は、身体的拘束適正化検討委員会に報告します。

第8条 入居者等による本指針の閲覧について

本指針は入居者またはそのご家族が適宜閲覧できるように、事業所内に掲示する。

第9条 本指針は、身体的拘束等適正化委員会の議を経て、代表者が改正する。

以上

* 身体拘束とは、身体の自由や行動の自由を制限するようなことを総称する言葉です。

例示く介護保険指定基準において、身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- · 動き回らないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や手足をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や手足をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- · 点滴や経管栄養等のチューブを抜かないように、手足をひも等で縛る。
- · 点滴や経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を 制限するミトン型の手袋をつける。
- · 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- · 立ち上がる能力のある人の、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- · 脱衣やオムツはずしなどを防ぐために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- · 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- · 自分の意思で開けることのできないように、鍵等のかかる居室に隔離する。

(参考:「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年3月身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)

他にも、『立たないで!』 などの言葉も、行動の自由を奪うことになります。